

㈱エフ・シー・シー行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間

2 内 容

行動計画策定指針の事項 (1)『ウ』

目標1 平成24年3月までに、育児休業期間の変更回数を、変更理由に応じ、現行の1回から2回に増やす事を検討する。

<対策>

- ・平成23年 4月 育児に関する問い合わせの意見内容を収集調査
- ・平成24年12月 労使協議会や分化会等で検討、見直し
- ・平成25年 9月 社内報、社内DBを活用した周知・啓蒙の実施

行動計画策定指針の事項 (1)『ク』

目標1 平成27年3月までに、現行の半日有給休暇制度について、子の看護のために取得条件の見直しを検討。

<対策>

- ・平成23年 4月 労使協議会や分化会等で現行のニーズや問題点を調査検討
- ・平成24年12月 取得条件の見直し
- ・平成25年 9月 社内報、社内DBを活用した周知・啓蒙の実施

行動計画策定指針の事項 (1)『イ』

目標1 年次有給休暇の取得促進のための制度を検討する。

<対策>

- ・平成23年 4月 年次有給休暇消化率の確認
- ・平成24年 4月 労使にて取組み方法の検討
- ・平成25年 1月 社内報、社内DBを活用した周知・啓蒙の実施

行動計画策定指針の事項 2『(2)』

目標3 地域において、子どもの健全育成のための地域貢献活動を継続する。

<対策>

上記計画期間中、地域の子どもたちをプロバスケットボール試合へ招待したり、冠試合を提供するなどして、地域に根付いた社会貢献活動を継続実施していく。